

しまなみ海道サイクリングロード支援型自動販売機設置事業に係る契約書（案）

しまなみ海道自転車道利用促進協議会広島事業本部（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、次のとおり支援型自動販売機設置事業に係る契約を締結した。

（使用箇所）

第1条 使用箇所は、次のとおりとする。

名称	所在地	支援自動販売機 設置台数	概算使用面積	土地 所有者	占用 期間	土地 使用
尾道大橋PA（国道317号下り線）	広島県尾道市向東町三ツ石25-1	2台	2.7㎡（幅3.0m×奥行0.9m）程度	広島県	5年	有料
大規模自転車道向島休憩所	広島県尾道市向島町15266	1台	1.62㎡（幅1.8m×奥行0.9m）程度	広島県	5年	有料
因島アメニティ公園交流棟	広島県尾道市因島大浜町57	1台	1.62㎡（幅1.8m×奥行0.9m）程度	尾道市	5年	有料
瀬戸田国道317号沿いバス待合所	広島県尾道市瀬戸田町垂水高岸山2143	1台	1.62㎡（幅1.8m×奥行0.9m）程度	広島県	5年	有料

※1 使用箇所での詳細な設置場所、使用面積は、契約後に土地所有者と協議・調整し、道路占用許可申請等によって確定する。

※2 土地使用料や、自動販売機の設置、維持管理等に係る費用は、自動販売機設置事業者の負担とする。

※3 使用箇所は、飲料品の支援自動販売機（酒類（いわゆるノンアルコール飲料を含む。）不可）の設置以外の用途で使用することはできない。

（指定用途等）

第2条 乙は、使用箇所をしまなみ海道サイクリングロード「支援自動販売機設置事業者」募集に係る仕様書どおりの用途に使用しなければならない。

2 乙は、使用箇所を公の秩序又は善良の風俗に反する目的の用その他社会通念上不適切と認められる目的の用に使用してはならない。

（使用期間）

第3条 契約日から占用期間等満了日までとする。

（契約更新等）

第4条 甲及び乙は、前条に定める期間満了時において本契約の更新は行われず、使用期間の延長も行われなかったことを確認する。

（行政財産使用料）

第5条 行政財産使用料は、乙の負担とする。

2 乙は、土地使用料については、土地所有者の指定する日までに支払うものとする。

3 乙は、工作物の使用等について、財産所有者と協議・調整を行うものとする。

（電気料金等）

第6条 電気料金は、乙の負担とする。

- 2 電気工事（自動販売機の設置にかかる電源引込み、屋外コンセント、電力消費量の測定に必要な電力量計（メーター）の設置）に係る経費も乙の負担とし、当該工作物については使用期間終了後に、管理者等の指示による必要な措置を講じることとする。
- 3 衛生、防火、防犯その他事業主として負担すべき費用等は、乙の負担とする。

（寄付の支払）

第7条 乙は、支援型自動販売機の前月の売上額の●●%を甲に翌月25日までに乙の負担により寄付するものとする。

- 2 前項の規定により算出した寄付額に1円未満の端数が生じた場合は、その1円未満の端数の額は1円に切り上げるものとする。

（かし担保責任）

第8条 乙は、本契約締結後、使用箇所には数量の不足、その他隠れたかしのあることを発見しても、行政財産使用料及び寄付の減免又は損害賠償の請求をすることができないものとする。ただし、当該かしの生じた原因が甲の責めによる場合は、この限りでない。

（禁止又は制限される行為）

第9条 乙は、第2条に規定する指定用途等を変更してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承諾なく、本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させてはならない。
- 3 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、使用箇所の改造若しくは模様替えを行い、又は使用箇所内に工作物を設置してはならない。
- 4 乙は、使用箇所について、危険な行為、騒音、悪臭の発生その他近隣の迷惑及び共同生活を乱す行為や衛生上有害となる行為並びに使用箇所に損害を及ぼす行為等をしてはならない。

（乙の管理義務）

第10条 乙は、使用箇所を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、甲が使用箇所の管理上必要な事項を乙に通知した場合は、その事項を遵守しなければならない。

（通知義務）

第11条 乙は、乙の住所、名称、氏名等に変更がある場合は、直ちに甲宛ての文書によって通知しなければならない。

- 2 乙は、使用箇所が自然力その他の原因により変異を生じた場合及び修繕を要する箇所が生じた場合には、速やかにこの旨を甲に通知しなければならない。
- 3 乙は、緊急時の連絡先に変更がある場合は、直ちに甲宛ての文書にて、その宛名と電話番号を通知しなければならない。

（緊急時の管理行為）

第12条 甲又は甲の指定する者は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、使用箇所に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の不在時に立ち入ったときは、立入り後、その旨を乙に通知しなければならない。

- 2 甲又は甲の指定する者は、使用箇所の管理上必要あるときは、あらかじめ乙に通知した上で使用箇所に立ち入り、点検その他必要な措置を講ずることができる。

（商品等の盗難又は毀損）

第13条 甲は、設置された自動販売機、当該自動販売機で販売する商品若しくは当該自動販売機内の売上金又は釣銭の盗難又は毀損について、甲の責めに帰することが明らかな場合を除き、その責めを負わない。

(実地調査等)

第14条 甲は、使用期間中、必要に応じて、乙に対し使用箇所や売上げ状況等について所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は実地に調査することができる。この場合は、乙は、その調査を拒み、妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(修繕費の負担部分)

第15条 乙の責めに起因する使用箇所の修繕についての費用は、乙の負担とする。

2 使用箇所に破損箇所を生じたときは、乙は、速やかに甲に届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れたために甲に損害が生じた場合には、乙は、これを賠償する。

(契約の解除)

第16条 乙において、本契約の各条項に違反した場合、甲は、相当の期間を定めて催告の上、本契約を解除することができる。

2 乙において使用箇所を使用するに当たり、次のいずれかの事由が生じた場合、甲は、何ら通知又は催告を要しないで、即時、本契約を解除することができる。

- (1) 甲に提出した申請書、報告書等の内容について虚偽の事実が認められた場合
- (2) 乙又はその使用人の行為が使用箇所内の秩序を著しく乱すものと認められる場合
- (3) 乙が銀行取引停止処分を受け、倒産し、民事再生法（平成11年法律第225号）若しくは会社更生法（平成14年法律第154号）による申立てを受け、又は著しい信用不安を生じた場合
- (4) 乙に重大な社会的信用の失墜行為があったとき。
- (5) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
- (6) 役員等が、暴力団、暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人、組合等を利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 役員等が、暴力団、暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に対して、資金等を供給し、便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (8) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (9) 乙の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。
- (10) 前各号のほか、本契約を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があると甲が判断したとき。

3 甲は、使用箇所を国又は公共団体において公用又は公共用に供する必要が生じたとき又は甲の組織再編により使用箇所への自動販売機設置が継続できなくなった場合は、本契約を解除することができる。

(立入り)

第17条 甲又は甲の指定する者は、使用箇所の防火、使用箇所の構造の保全その他使用箇所の管理上必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、使用箇所に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲又は甲の指定する者の立入りを拒否することは

できない。

- 3 本契約終了時において、使用箇所を賃借等しようとする者が下見をするときは、甲及び下見をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、使用箇所内に立ち入ることができる。

(立退料等の請求禁止)

第 18 条 本契約が解除又は合意によって終了した場合には、乙は、甲に対して移転料、立ち退き料、損害賠償、造作買取請求その他の一切の請求をしないものとする。

(信義誠実等の義務・疑義の決定)

第 19 条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

- 2 乙は、使用箇所が県有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。
- 3 本契約に関し疑義があるときは、甲及び乙が協議し、決定する。

上記の契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 6 年 月 日

甲 広島県広島市中区基町 10 番 52 号
しまなみ海道自転車道利用促進協議会
広島事業本部長 村上 隆宣 (印)

乙 住所
会社名
代表者職氏名 (印)